

財団法人新日本宗教団体連合会

平成 22 年度事業計画

〇はじめに

平成 20 年 12 月 1 日、新公益法人制度が施行された。現在、新宗連は特例民法法人として諸事業を継続しているが、すべての特例民法法人は、平成 25 年 11 月 30 日までに新制度への移行を完了しなければならない。新公益法人制度の大きな特徴は、「定款自治の原則」とされ、各法人が「定款」に基づいて自律的に法人運営していくことが重要となってきた。具体的には、社会の中で公益活動を担う団体として、ガバナンス（管理運営）・ディスクロージャー（情報開示）・アカウントビリティ（説明責任）を踏まえ事業活動を展開していかなければならない。

こうした大きな制度変革の中で、新公益制度への移行は、新宗連にとって「第二の発展期」として位置づけることができる。すなわち、新宗連が結成以来推進してきた宗教協力活動を加盟教団及び宗教界だけではなく、積極的に広く国民を対象とし、社会全体のなかで「宗教協力による諸活動」を「公益活動＝不特定多数の利益に資する活動」として展開する時期に来ている。

新宗連が進めてきた宗教協力活動は、60 年の歴史を通じて、日本社会の中ですでに公益活動として根をおろし、今後さらに推進していくことが求められている。そして、新宗連活動に参画していく一人ひとりには、社会に開かれた活動を進め、情報を開示し、説明責任を果たしていくという公益財団法人の構成員という認識と自覚が求められてきている。

○事業方針

平成 22 年度、新宗連は新公益法人制度への移行作業を進めるとともに、「結成 60 周年特別委員会」を中心に、新宗連の事業及び組織のあり方を総合的に検討する。さらに、新宗連結成 60 周年（平成 23 年 10 月 17 日）を契機に、新宗連活動の新たな構想を内外に示すことができるよう諸準備を推進していく。

また、本年度、新宗連は結成以来推進してきた加盟教団の教化活動の振興、相互の協力による宗教尊重への関心を高めるとともに、現在大きな社会問題となっている自殺防止活動などに対して継続して取り組んでいく。さらには憲法改正、脳死・臓器移植法改正、尊厳死法案、税制改正など宗教界に影響をもたらす動きが増えてきていることから、各委員会・機関及び総支部・協議会の活動をもとに、これらの問題と取り組んでいく。

以上を踏まえ、本年度は次の 4 点を中心に事業計画を進める。

1. 新制度への移行準備の一環として、公益事業を「信教の自由の尊重・擁護事業」「宗教協力による社会貢献事業」「調査研究・提言事業」の 3 事業とする。これまで実施してきた本部・総支部の事業を公益事業として推進していく。また、公益事業以外の事業については、収益事業、その他の事業として位置づける。
2. 「戦争犠牲者慰霊並びに平和祈願式典」をはじめ、一般に公開すべき事業は、広く一般に参加を呼びかけ実施していく。
3. 新制度で重要なポイントとなっている公益法人の新会計基準（平成 20 年度基準）への対応、情報開示等への準備を進める。
4. 新宗連全体で、新制度への関心と意識をさらに高めていく。

◎公益事業

I. 信教の自由の尊重・擁護事業（公益事業 1）

宗教団体が自由に宗教活動を行う上で最も重要な「信教の自由」に関して、具体的な問題への取り組みをはかるとともに、日本において信教の自由の尊重・擁護の拡大に向けて諸事業を実施する。

1. 講座・セミナー

- ①靖国神社問題及び内閣総理大臣の公式参拝問題等、信教の自由と政教分離にかかわる問題をテーマとし、公開講座を開催する。
- ②戦争犠牲者追悼のあり方について公開セミナーを実施する。

2. 政策提言

- ①信教の自由と政教分離に関する諸問題に対して政策提言を行う。
- ②戦争犠牲者追悼のあり方について政策提言を行う。

3. インターネットによる情報提供

- ①信教の自由と政教分離に関する諸問題についてインターネットによる情報提供事業を推進する。

4. ネットワーク構築

- ①信教の自由に関する諸問題について、国内外の非営利組織とのネットワークを構築する。

5. 出版

- ①各委員会の報告書・講演録等の刊行

II. 宗教協力による社会貢献事業（公益事業 2）

宗教相互の協力及び諸団体の連携をとおして、豊かな人間性の涵養、より良い社会の形成、地域社会の健全な発展、さらには平和・環境・生命・人権などの諸問題の解決に向け、諸事業を実施する。

1. より良い社会の形成

- ①宗教団体相互の対話・協力をとおして、豊かな人間性の涵養、より良い社会の形成に資する諸事業を実施する。

2. 地域社会の健全な発展

- ①総支部・協議会において、平和学習・信教の自由・慰霊平和・環境保全・自殺防止などの活動をとおして、地域社会の健全な発展に資する諸事業を検討し実施する。

3. 平和意識の醸成

- ①戦争犠牲者への追悼・慰霊などの活動をとおして、平和への関心を高め、平和意識を醸成していく。
- ②国際的な相互理解と世界平和の実現に向け、「戦争犠牲者慰霊並びに平和祈願式典」を新宗連青年会と共催する。

4. 相談・助言

- ①宗教法人の管理運営などに関する相談窓口を新宗連事務局に設け、対応をはかる。
- ②「宗教問題電話相談室」において、宗教をめぐる問い合わせなどに電話で相談に対応する。

5. 地球環境保全

- ①各地域の特性をふまえ、地球環境保全活動を推進する。

6. 自殺防止活動

①自殺防止プロジェクトが中心となり、自殺防止に向けた取り組みを実施する。

7. 青年育成

①新日本宗教青年会連盟への支援などをおして、青少年の健全育成をはかる。

8. 国際協力・人道支援

①世界各地の紛争、自然災害等による被災者への人道的支援を実施する。

9. ネットワーク構築

①日本宗教ネットワーク懇談会を通して、生命・環境・人権などの諸問題に関して、国内外の宗教団体・非営利組織とのネットワークを構築する。

III. 調査研究・提言事業（公益事業 3）

新公益法人制度への移行準備を進め、新制度において公益事業を協力で推進していく観点から、各種の調査研究を実施する。

1. 委員会・機関

①新宗連 60 周年特別委員会

新制度への移行準備の検討、60 周年記念事業の立案と準備を行う。

②企画委員会

新宗連の諸事業の立案に関し、調査研究し、実施する。

③政治委員会

宗教法人が直面する政治課題に対して調査研究し、対応をはかる。

④信教の自由委員会

信教の自由と政教分離に関わる課題について調査研究し、対応をはかる。

⑤宗教法人研究会

宗教法人の管理運営に関する諸課題について調査研究し、対応をはかる。

⑥同和推進連絡協議会

部落差別問題をはじめ、あらゆる差別の解消に向け調査研究し、活動を推進する。

⑦憲法研究会

憲法改正問題にかかわる問題について調査研究し、対応をはかる。

⑧全国総会

全国総会において、各委員会の調査研究について報告会を開催する。

2. 政策提言

各委員会・機関の活動を踏まえ、また各種団体と連携し積極的な提言活動を行う。

◎公益事業以外の事業

I. 収益事業

1. 機関紙・新宗教新聞を発行する。

II. その他の事業（共益事業等）

1. 加盟教団相互の理解と交流をはかる。